

中小企業いばらき

【クローズアップ】

平成30年度 中小企業向け融資制度のご紹介



写真（上段から）

茨城県西プレカット協同組合
水府プレカット事業協同組合
茨城東部プレカット協同組合

発行所・編集発行人

 茨城県中小企業団体中央会

<http://www.ibarakiken.or.jp/>

〒310-0801 水戸市桜川2-2-35 電話029-224-8030（代）

CONTENTS

ひたち野	1
クローズアップ	2
ニュースフラッシュ	8
ワンポイントアドバイス	9
インフォメーション	10
日本列島組合最前線	15
経済・労働リサーチ	17
業況レポート	18
中央会だより	20

事業者向けカードローン

クイックジェイ QUICK J

急な事業資金が必要な時にとても便利！

法人・
個人事業主の
皆様に応援!!

必要な時に

必要な額を

銀行
コンビニ
ATM OK!



お問い合わせは

常陽 クイック
ビジネスセンター



0120-310-863

【受付時間】平日9:00~17:00
(土・日・祝日・年末年始を除く)

常陽銀行 クイックJ



インターネットでも簡単にお申込みができます



常陽銀行

表紙の紹介

高品質な木造住宅建築に貢献するプレカット工場

従来の木造住宅の建築では、建築現場に作業所を設け、そこで大工が建物の各部位の寸法にあうように木材を切断し、ホゾなどの仕口加工を行っていた。

これに対しプレカットを用いた建築では、製材された木材をプレカット工場で加工を行う。建築現場には、必要な長さに切断済であるだけでなく、継ぎ手、仕口の加工まで施された木材が配送され、現場で実施する加工は少ない。あらかじめ工場で加工済みのものを現場で組み立てることによって、工期の短縮、建築現場の資材置き場や作業スペースの縮小、大工の技量によらない均質な加工などのメリットが得られるため、現在の木造住宅建築においてプレカットは幅広く用いられている。

また、プレカットすることのメリットとしては、次の3点が挙げられる。

◇加工精度が増し、高品質な家づくりが可能になる

CADで設計されたデータを基に、コンピュータ制御で加工するため、その精度は手加工よりもアップする。それによって、品質のばらつきもなくなり、耐久性の高い、高品質な家づくりが可能になる。

◇工期短縮が実現する

通常、大工が20日かかる作業を、1~2時間で終わらせることが可能になり、工期が短縮され、住宅生産

コストもダウンすることができる。

◇環境にもやさしくなる

現場での作業が少なくなるため、木屑などの産業廃棄物の削減にもつながる。

県内には、工務店等により設立され、共同施設を保有して木材のプレカットを行う事業協同組合が3組合あり、組合員の省力化や高品質な木造住宅建築の施工に貢献している。

○茨城県西プレカット協同組合

設立：平成6年3月 組合員数：18人

〒308-0846 筑西市布川81-1

電話 0296-28-8428 FAX 0296-28-8628

○水府プレカット事業協同組合

設立：平成7年8月 組合員数：6人

〒313-0212 常陸太田市中染町2850

電話 0294-85-1811 FAX 0294-85-1812

○茨城東部プレカット協同組合

設立：平成9年8月 組合員数：13人

〒311-1251 ひたちなか市山崎113-1

電話 029-265-5510 FAX 029-265-5620



茨城県における産業支援施策について

茨城県産業戦略部長
小 泉 元 伸

急速に少子高齢化や人口減少が進行する中、今後10年間で何をするかで、本県の将来は大きく変わります。

今後、本県がさらに発展していくためには、これまでの常識にとらわれず、新たな発想で果敢に挑戦していく必要があります。

このような中、県では、本県の特性を最大限に生かした産業振興を効果的に推進していくため、本年4月に、従来の商工労働観光部を「産業戦略部」に改組いたしました。本県に集積する最先端科学技術を活用した新産業創出や県内企業の技術力向上等を担う「技術振興局」と、大都市圏への近接性や充実した広域交通ネットワークを活用して企業立地を促進し、新たな雇用と幅広い産業の創出に取り組む「立地推進局」を、部内に新しく設置したことで、これまでよりも積極的かつ広い視野で産業振興に取り組むことができる組織体制となりました。

本年度の主な施策としましては、まず、AIやIoTなど新たな成長分野の研究施設や本社機能等の県内移転に対して、1社あたりの補助額が最大50億円となる全国トップクラスの補助金を創設したところであり、本県への企業誘致による新たな雇用と幅広い産業の創出を県内中小企業の受発注拡大などにつなげ、県内経済の活性化を図ってまいります。

また、全国的にも商店街等における中小企業経営者の高齢化や後継者難が課題となる中で、本県においても雇用や多様な技術といった有形無形の事業価値を次の世代にしっかりと引き継ぎ、将来に渡ってその活力を維持できるよう、本年5月に県内の商工団体、金融機関及び士業団体等で構成する事業承継支援ネットワークを立ち上げたところです。各構成機関の連携のもと、中小企業の円滑な事業承継に向けた支援に取り組むとともに、後継者等による経営革新をセミナーや専門家派遣などにより促進し、商店街の活力維持を図ってまいります。

さらに、人手不足の解消が喫緊の課題となっておりますので、モデル事業所による雇用型訓練や職業能力開発などの研修会の実施等による人材育成のほか、県内外大学等との連携によるUIJターンや地元定着に向けた取組により、本県への人材の還流・定着を図ってまいります。また、企業の生産性向上も重要ですので、ICTを活用した業務効率化・付加価値向上につながるシステムの構築・導入経費の支援を行いますとともに、あわせて多様な働き方の実現に向けて働き方改革も推進してまいります。

今後とも、市町村や関係機関との連携を図りながら、本県の特性を活かした産業の振興にしっかりと取り組んでまいりますので、茨城県中小企業団体中央会並びに会員組合の皆様方におかれましては、なお一層のご支援、ご協力をお願い申し上げます。



平成30年度 中小企業向け融資制度のご紹介

平成30年度の茨城県、市町村、政府系金融機関の中小企業向け融資制度の概要をご紹介します。

1. 茨城県中小企業資金融資制度

(融資制度一覧は、4ページと5ページをご覧ください。)

中小企業の皆様に、経営の安定化や事業の活性化に必要な資金を円滑に調達していただくため、県と金融機関、信用保証協会が協力して行う融資制度です。

融資する資金の一部を県が金融機関に預けることにより、中小企業の皆様に低利・長期で資金を融資できる仕組みになっています。

申込窓口は、最寄りの商工会もしくは商工会議所、茨城県中小企業団体中央会（以下「商工会等」）です。

平成30年度の主な改正点

- ①融資限度枠の拡大（創業支援融資、女性・若者・障害者創業支援融資、小規模企業支援融資）
- ②融資対象の追加（パワーアップ融資など）
- ③融資要件の緩和（観光おもてなし施設整備融資）

◆利用できる事業者

申込時点において県内に事業所を有し、同一事業を引き続き1年以上営んでいる個人・会社・組合等の中小企業者で、次に該当する方。（農林漁業、娯楽遊技場の一部、金融業等は除かれます。）

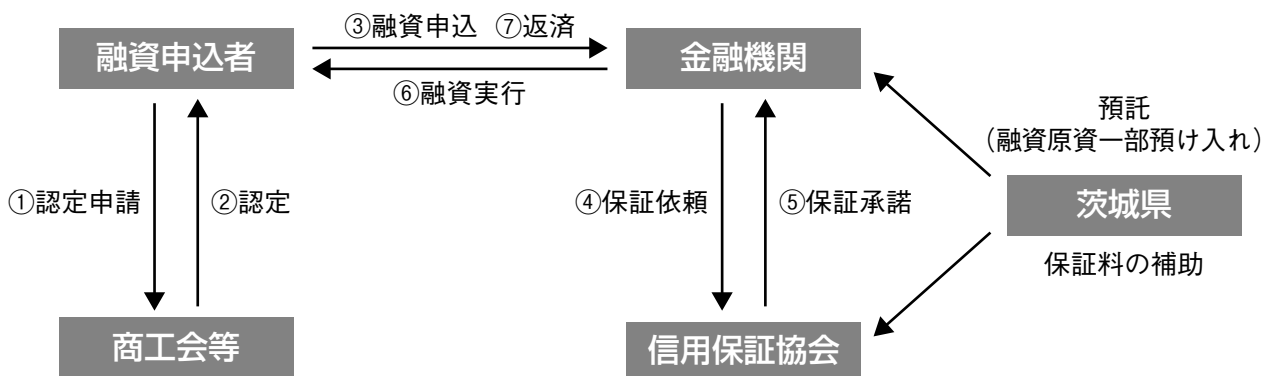
製造業・その他……資本金3億円以下又は従業員300人以下
卸売業……資本金1億円以下又は従業員100人以下
小売業……資本金5,000万円以下又は従業員50人以下
サービス業……資本金5,000万円以下又は従業員100人以下
中小企業等協同組合法に規定する組合等

小企業者とは、
製造業・その他……従業員20人以下
商業・サービス業……従業員5人以下
※ 従業員20人以下の宿泊業・娯楽業の方も小企業者に入ります。

◆県制度融資の流れ

融資の具体的なご相談は、お近くの商工会等へ

融資を受けるには、金融機関及び信用保証協会の審査があり、商工会等の認定を受けた方であってもご希望にそえない場合があります。



◆融資を受ける際の注意点

- ・認定に当たっては、商工会等より別途必要書類を求められる場合があります。
- ・融資に当たっては、金融機関及び信用保証協会の審査があります。
- ・融資を受ける際の保証人・担保については、金融機関等との通常の取引の状況によっても異なりますので、申し込まれる際に金融機関等の窓口でご相談ください。

◆取扱金融機関

常陽銀行・筑波銀行・足利銀行・武蔵野銀行・東邦銀行・千葉銀行・東日本銀行・栃木銀行・福島銀行・結城信用金庫・水戸信用金庫・佐原信用金庫・銚子信用金庫・烏山信用金庫・茨城県信用組合・横浜幸銀信用組合・ハナ信用組合・商工組合中央金庫・三菱UFJ銀行・みずほ銀行・りそな銀行・三井住友銀行

2. 茨城県のその他の融資制度

◆環境保全施設資金融資

(平成30年4月1日現在)

中小企業者が環境保全施設や省エネルギー・再生可能エネルギー施設を設置する場合に必要な資金の貸付制度。

対 象 者	融資限度額	融資期間	融資利率	担保・保証人
県内に工場又は事業所を有し、原則として1年以上継続して同一事業を営む中小企業者（別表）	環境保全施設を設置・改善する者 2,500万円 (事業費の80%以内) ※知事が必要と認める場合は5,000万円	7年以内 (据置1年以内)	(保証付) 年1.6～1.8% (保証無) 年2.1～2.3%	取扱金融機関の一般貸付の例による
地球温暖化対策をする者	500万円 (事業費から地方自治体等の補助額を控除した額に80%を乗じた額) ※知事が必要と認める場合は1,500万円			

【別表】

【環境保全施設を設置・改善する者】

大気汚染・水質汚濁・騒音・振動・悪臭の防止施設、産業廃棄物の適正処理施設、化学物質の適正管理施設の設置や改善

【地球温暖化対策をする者】

省エネルギー・再生可能エネルギー施設の設置や改善

※再生可能エネルギー施設については、発生したエネルギーを専ら自らの施設で消費する目的のものに限る。

【参考】利子補給制度

次の事業について取扱金融機関から融資がなされたときは、取扱金融機関に対して利子補給金を交付します。

事業種類	利子補給率	相談窓口
排水規制の適用を受けない事業者（小規模事業者）が行う排水対策	高度処理（窒素又はりん除去）施設	借受者の実質金利は無利子
	高度処理以外の汚水処理施設	霞ヶ浦流域 借受者の実質金利は無利子
		霞ヶ浦流域以外 0.9%
家畜排せつ物の負荷削減対策施設（霞ヶ浦流域に限る）	借受者の実質金利は無利子	
ダイオキシン類対策施設	0.6%	
省エネルギー・再生可能エネルギー施設（省エネ施設導入に係る県の補助対象事業者を除く）	省エネルギー対策実施計画書を提出済のエコ事業所登録事業者は無利子（上記以外のエコ事業所登録者は0.9%）	

【取扱金融機関】

常陽銀行、筑波銀行、足利銀行、東邦銀行、東日本銀行、千葉銀行、結城信用金庫、水戸信用金庫、銚子信用金庫、茨城県信用組合、商工組合中央金庫

◆工場等立地促進融資

(平成30年4月1日現在)

対 象 者	使 途	限度額	融資期間	融資利率	お問合せ・申込先
(1) 県、県開発公社、市町村等が新規に分譲する県内の対象工業団地等に立地する者	土地取得費、 施 設・設 備 整備費	25億円	15年以内 (据置2年以内)	年1.1%以内～ 1.3%以内	県産業立地推課 TEL 029-301-2036
(2) 県内に立地する者で(1)に該当しない者（製造業等を営む者に限る。）		15億円	10年以内 (据置2年以内)	年1.1%以内～ 1.2%以内	
(3) 県内の工業団地内に立地している企業が増設を行う場合					

※留意事項

- ・原則として着工前・支払前に県の認定が必要です。まずは取扱金融機関と調整し、その後お早めに県に認定申請してください。
- ・「立地する者」とは、事業用地を新たに購入し、新たな施設（事業所等）を設置する者です。
- ・「製造業等」とは、製造業、情報通信業、運輸業、卸売業、学術・開発研究機関、植物工場です。
- ・「増設」とは、工場等の事業用面積が増加する増改築です。
- ・(1)の対象工業団地にリースで立地する場合、県が新規に分譲する工業団地は(1)、その他は(2)が適用となります。

【取扱金融機関】

常陽銀行、筑波銀行、足利銀行、武蔵野銀行、東邦銀行、千葉銀行、東日本銀行、栃木銀行、福島銀行、結城信用金庫、水戸信用金庫、佐原信用金庫、銚子信用金庫、烏山信用金庫、茨城県信用組合、横浜幸銀信用組合、ハナ信用組合、商工組合中央金庫

茨城県中小企業資金融資制度一覧

資金区分	融資名称	融資対象
一般資金	経営合理化融資	(一班融資) 経営の安定・合理化を図るために工場・店舗等に要する事業資金 (転貸融資) 協同組合等が組合員に対し事業資金の転貸融資を行う場合
	設備投資支援融資	小規模企業者が経営の安定・合理化を図るために設備等を導入する場合
事業活性化資金	創業支援融資	事業を営んでいない個人が1か月以内に事業を開始する場合 (自己資金要件有) 事業を営んでいない個人が2か月以内に新会社を設立し、事業を開始する場合 (自己資金要件有) 中小企業である会社が新会社を設立し、当該会社が事業を開始する場合 事業を営んでいない個人が事業を開始 (又は会社設立) してから5年未満の場合 中小企業である会社が設立した新会社で、設立から5年未満の場合
	女性・若者・障害者創業支援融資	女性・若者 (35歳未満)・障害者で以下の要件に該当する場合 ・事業を営んでいない個人が1か月以内に事業を開始する場合 (自己資金要件有) ・事業を営んでいない個人が2か月以内に新会社を設立し、事業を開始する場合 (自己資金要件有) ・事業を営んでいない個人が事業を開始 (又は会社設立) してから5年未満の場合
	新分野進出等支援融資	新たな事業の分野へ進出する場合 (成長産業分野進出・海外展開含む) 経営革新計画で経営を革新する場合、経営力向上計画で経営力の向上を図る場合 公的助成等を受けた技術開発・事業化を行う場合
	雇用拡大支援融資	事業拡大により常用従業員2名 (小規模事業者の場合又は中高年者を雇用する場合は1名) 以上を雇用する場合
	小売商業・地場産業支援融資	店舗の改装等を行う場合、大規模商業施設等にテナント出店する場合 地場産業を行う場合、過疎地域に立地している場合
	観光おもてなし施設整備融資	観光拠点施設の整備を行う場合 うち、一定基準を満たす宿泊施設の整備を行う場合 (中小企業以外の利用可)
	いばらきブランド中核企業育成促進融資	いばらきブランド中核企業育成促進事業の対象者
	災害対策融資	東日本大震災復興緊急融資 東日本大震災により損害を受け、経営の安定に支障が生じた場合 緊急対策枠 知事が認めた災害等により経営の安定に支障が生じた場合 地震災害予防対策枠 耐震性向上等の対策を行う場合、アスベストの除去を行う場合
	パワーアップ融資	直近3か月の売上等が前年同期に比べ5%以上減少している場合など 国の定める危機管理保証の認定を取得した場合 国の定める経営安定関連保証1号～8号の認定を取得した場合 県が指定した倒産事業者に対し、50万円以上の売掛金債権を有している場合
	再生支援融資	業績不振であるが、茨城県中小企業再生支援協議会等の支援を受けることで経営改善計画書が策定され、経営の改善が見込まれる者
経営安定化資金	借換融資	2口以上の県制度融資を利用し、元金償還が1年以上経過しており、借換により経営の安定・改善が図られる場合
	小規模企業支援融資	従業員20人 (商業、サービス業は5人) 以下の小規模事業者
	短期運転資金融資	短期の運転資金が必要な場合

※1 融資利率は、信用保証協会の保証付きの場合の年利 (固定) です。また、融資期間により利率が変わります。

※2 保証料率は、貸付金額に対する料率です。

※3 観光おもてなし施設整備融資において、一定基準を満たす宿泊施設の開業及び増改築を行う場合、県により信用保証料の10割補助及び貸付後3年間10割の利子補給を実施します。(保証料補助・利子補給の実施期間:平成30年度中に融資を実行したもの)

3. 市町村の融資制度

自治金融・振興金融とも茨城県信用保証協会の保証付き融資で、一部の市町村では信用保証料補助や利子補給を実施し、利用者の負担を軽減しています。(平成30年4月1日現在)

制度名	資金使途	融資限度額	融資期間	融資利率	申込先
自治金融	運転資金 設備資金	1,000万円	7年以内	年1.01%	商工会議所・商工会
振興金融	運転資金 設備資金	2,000万円 (運転資金は市町村により異なる)	7年以内	市町村の定めるところによる	市町村の商工担当課 又は商工会議所・商工会

※融資利率は、変動することがあります。茨城県信用保証協会のホームページでご確認ください。(http://www.icgc.or.jp)

4. 政府系金融機関の融資制度

(株)日本政策金融公庫

◆中小企業事業

方式	貸付対象等	貸付条件		
		貸付限度額	貸付期間	貸付利率
直接貸付	設備資金・長期運転資金	各融資制度(注2)の限度内	融資制度(注2)ごとに設定 最長 設備20年 運転15年	融資制度(注2)ごとに借入期間などに応じて設定
代理貸付 (注1)	同上	同上	融資制度ごとに設定 最長 設備20年 運転15年	同上

(注1) 代理貸付については、代理店窓口にご相談ください。

(注2) 特別貸付制度として、「新企業育成貸付」、「企業活力強化貸付(海外展開資金ほか)」、「セーフティネット貸付」等がありますので、下記窓口にご相談ください。

相談窓口：水戸支店 TEL 029-231-4246

◆国民生活事業

種類	貸付対象等	貸付条件		
		貸付限度額	貸付期間	貸付利率
普通貸付	事業を営むほとんどの方が利用いただけます	4,800万円	設備資金10年以内 (据置2年以内) 運転資金5年以内 (特に必要な場合は7年以内) (据置1年以内)	(注)のとおりに
マル経融資 (無担保無保証人)	商工会議所会頭、商工会会長又は都道府県商工会連合会長の推薦を受けた常時使用する従業員が20人以下(商業・サービス業(宿泊業及び娯楽業を除く)の場合5人以下)である企業	2,000万円	設備資金10年以内 (据置2年以内) 運転資金7年以内 (据置1年以内)	(注)年1.11% (H30.4.2現在)

(注) 利率は返済期間、担保の有無等によって適用される利率が異なりますので、詳しくは下記窓口にご相談下さい。

このほか、生活衛生関係の事業を営む方への「生活衛生貸付」や特別貸付として「セーフティネット貸付」「新企業育成貸付」「企業活力強化貸付」等があります。なお、利率は金融情勢によって変動します。

相談窓口：水戸支店 TEL 029-221-7137 土浦支店 TEL 029-822-4141

日立支店 TEL 0294-24-2451

生活衛生貸付については(公財)茨城県生活衛生営業指導センター(TEL 029-225-6603)も相談窓口です。

(株)商工組合中央金庫

融 資 対 象	融 資 条 件		
	融資利率	融資期間	返済方法
商工中金の株主である下記中小企業団体（所属団体）とその構成員 事業協同組合、信用協同組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合、商店街振興組合・同連合会、生活衛生同業組合、酒造組合、酒販組合、内航海運組合、市街地再開発組合等	固定金利・変動金利（詳しくは、窓口にご相談ください）	原則として 設備資金15年以内 （据置2年以内） 運転資金10年以内 （据置2年以内）	分割返済 期限一時返済

中央会推薦貸付制度（商工中金）

商工中金と中央会の共通支援テーマに取り組む組合・組合員で、中央会が推薦した場合に必要な設備資金・運転資金を融資

支 援 テ ー マ	新設組合支援、ものづくり支援、地域資源活用支援（農商工連携を含む）、事業承継支援、海外展開支援、女性・子育て支援、環境対策支援、BCP支援、再生可能エネルギー活用支援、組合間連携支援
資 金 使 途	設備資金、運転資金
貸 付 限 度	1億円（貸付金額は商工中金所定の審査によります）
貸 付 利 率	商工中金所定の貸出利率－0.3%（固定金利） ただし、貸出期間5年超については、長期プライムレートを下限とします。
貸 付 期 間	商工中金所定の審査によります。
担 保	商工中金所定の審査の結果、必要となる場合があります。
保 証 人	【組合への融資】原則、組合役員 【組合員への融資】原則、代表者1名
期 限 前 返 済	可能です。但し、期限前返済手数料が発生する場合があります。

※商工中金の審査の結果、ご融資できない場合もあります（審査の結果は、直接お申込者に回答）。

※テーマ「再生可能エネルギー活用支援」については、貸付限度「上限なし」、貸付利率・貸付期間は別途定めがございます。

相談窓口：水戸支店 TEL 029-225-5151

5. 茨城県信用保証協会の保証制度

茨城県信用保証協会は、中小企業の皆様が金融機関から事業資金を借り入れるときに、公的な保証人となって借り入れを容易にし、金融の円滑化を通じて中小企業の支援を行うために設立された「信用保証協会法」に基づく法人です。

県内中小企業者数84,268企業（※1）のうち、32,688（※2）企業、割合にして38.8%の方が茨城県信用保証協会を利用しています。（※1）中小企業白書2018年版で公表されている企業数（※2）平成30年4月現在

◆信用保証料

茨城県信用保証協会のご利用に際し、必要なのは「信用保証料」のみです。信用保証料率は、企業の経営状況に応じて9段階に区分されています。詳しくは信用保証協会へお問い合わせください。

信用保証料 = 貸付金額 × 信用保証料率 × 保証期間 × 分割返済回数別係数（分割払いの場合）

例）貸付金額 500万円、信用保証料率 年1.15%、保証期間24か月、満期一括返済の場合

信用保証料 = 500万円 × 1.15% × 24/12 = 115,000円

茨城県信用保証協会 本店	茨城県信用保証協会 土浦支店
〒310-0801 水戸市桜川二丁目2番35号（茨城県産業会館内） 電話 029-224-7811	〒300-0043 土浦市中央二丁目2番28号 電話 029-826-7811
保証審査、条件変更、金融・経営相談の担当地域 ・本店営業部 保証課 県央・鹿行グループ 水戸市 小美玉市 茨城町 大洗町 鹿嶋市 潮来市 神栖市 行方市 鉾田市 ・本店営業部 保証課 県北グループ 日立市 常陸太田市 高萩市 北茨城市 笠間市 ひたちなか市 常陸大宮市 那珂市 城里町 東海村 大子町	保証審査、条件変更、金融・経営相談の担当地域 ・土浦支店 保証課 県南グループ 土浦市 石岡市 龍ヶ崎市 取手市 牛久市 つくば市 稲敷市 かすみがうら市 美浦村 阿見町 河内町 利根町 ・土浦支店 保証課 県西グループ 守谷市 つくばみらい市 古河市 結城市 下妻市 坂東市 筑西市 桜川市 常総市 八千代町 五霞町 境町